

農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に、気軽に「相談ください」。
問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-82246、72-82247

「農地の日」の活動を 行いました



活動前の開会式



ヒマワリ畑の草取りと沿道の清掃を行いました

農業委員会は7月9日、「農地の日」の活動を展勝地公園で行いました。これは、岩手県農業会議が県民の食料・農業に対する理解と関心を深めることを目的に、7月15日を「農地の日」と定めていることに合わせ、県内の農業委員会が毎年この日を中心に活動しているものです。

時折小雨が降る中、初めに農地パトロール(8月31日から開始)のキックオフ式を開催。佐藤良一会長のあいさつに続き、委員を代表して菊池善友推進委員(西南地区)が「農地の利用状況を正確に把握し、遊休農地の解消と発生防止に全力で取り組みます」と、力強い決意表明を行いました。

次に、奉仕活動として「展勝地ひまわり畑プロジェクト」(アンビシャスファーム・佐藤孝志代表)の畑で草取りを行いました。6月に種まきをしたヒマワリは、足首ほどの高さまで成長しており、参加した委員はきれいな花が咲くことを願いながら、丁寧に作業を行いました。

(農業委員 高橋 成昭)

市内全域の農地パトロール を実施しました

農業委員会は8月31日から9月10日まで、市農林部と共に市内全域の農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました。

農地パトロールは、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図るために毎年実施しているもので、遊休農地やそのおそれのある農地、昨年度の農地パトロールで遊休農地と判断された農地を重点的に調査しました。



調査対象地を確認する委員の皆さん

農地の売買などの申請締切日

10月…10月5日(火)
11月…11月5日(金)
12月…12月3日(金)

農地の売買や転用などの申請の締切日は毎月5日(土・日曜日と祝日の場合は直前の平日)です。申請の際は、事前に農業委員会事務局に相談してください。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、担当地区の調査対象地を訪問して目視で確認。農地として利用可能か再生不能かを判断しました。

相続や離農などで農地の管理が不十分になるケースが多く、このような状態が続くと草木が生い茂り、元通りにするのに労力や費用が必要となる場合があります。耕起や定期的な草刈りなどを行い、農地の適切な管理に努めましょう。



収穫したブルーベリーを使った
自家製ジャム



きたかみ農家 紹介します

千田 涼子さん

(70歳・相去町)

相去町の千田さんは、夫の習きんと約50坪のブルーベリー果樹園を経営しています。その隣では、娘さんが果樹園で収穫したブルーベリーを使ったメニューを提供するカフェを営み、連日にぎわいを見せています。

この果樹園は、美しいブルーベリーの花に惹かれた習さんが、退職祝いに購入した40本の苗木を植えたことから始まりました。現在は20種類以上のブルーベリー約600本を、夫婦で育てています。

千田さんは、より良いブルーベリーを作るために、日本ブルーベリー協会主催の研修会に毎年参加し、生産や管理などを学んでいるとのこと。「毎回一年生の気持ちで向き合って研修に励んでいる。他県の生産者との交流も楽しい」と笑顔で話しました。

また、近隣の保育園児を摘み取り体験に招くなど、地域に根付く活動もしています。コロナ禍で以前のように実施できませんが、気軽に来園できるようになればと一日も早い収束を願っています。

「ブルーベリーは人と人との繋ぐ。果樹園を始めて多くの人と知り合えた」と、これまでの縁を大切にしている千田さん。私も今回の取材でできたこの繋がりに感謝します。

(農業委員 藤田 香)

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

	上段 審議件数(単位:件)	下段 面積(単位:m ²)	6月	7月	8月
農地法3条	0	2	0	2	2
	0	1,201	6,443		
農地法4条	1	1	0		
	5,506	1,756	0		
農地法5条	32	26	21		
	31,478	60,884	16,064		
農地法 適用外証明	1	5	0		
	138	90,505	0		
農用地利用 集積計画	47	84	91		
	387,125	608,463	484,123		

◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合

◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合

◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合

◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合

◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

農業者年金への加入を お勧めします

お勧めします

農業者年金は、加入者が支払った保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の終身年金です。次の3つの要件を全て満たす人であれば、どなたでも加入できます。

- 加入できる人
- ① 国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)
- ② 年間60日以上農業に従事している
- ③ 60歳未満である

- 農業者年金のメリット
- ① 少子高齢化時代でも安定した積立方式
- ② 終身年金で80歳までの保証付き
- ③ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- ④ 脱退や再加入、保険料の変更がいつでも可能
- ⑤ 40歳未満で要件を満たす人には保険料の一部補助あり

また、令和4年1月1日から制度が改正され、35歳未満で要件を満たす加入者の保険料が引き下げられます。詳しくは農業委員会事務局または最寄りの農業協同組合にご相談ください。